

創刊 Interview

改正労働安全衛生法と 化学物質のリスクアセスメント(RA)、 コントロール・バンディング

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
寺島 友子 (てらしま ともこ)



—昨年 2014 年の 6 月に労働安全衛生法の改正が公布され、2016 年 6 月より、いよいよ化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されました。裾野が広く、化学物質を扱う多くの事業場、労働者に関係する改正にもかかわらず、一部では混乱が生じていたり、改正自体を知らないケースもあると聞きます。そこで、今回の改正に深く関与されている、厚生労働省 寺島氏に、「改正労働安全衛生法と化学物質のリスクアセスメント(RA)、コントロール・バンディング」についてお話を伺いました。

労働安全衛生法の改正と化学物質のリスクアセスメント

— 本日はよろしくお願ひします。早速ながら、今回の労働安全衛生法の改正に関して、概要とポイントをお聞かせいただけますでしょうか。

寺島 平成 28 年の 6 月 1 日に化学物質のリスクアセスメント(以下 RA)の義務化とラベル表示の義務対象の拡大に関する法令が施行になりました。今回の改正趣旨ですが、今後起こり得るような労働災害を防止するために、人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、事業場および労働者の皆様がその危険有害性を認識して、リスクに基づく必要な措置を検討、実施する仕組みを創設する、というものです。

具体的には、対象物質について、労働安全衛生法の第 57 条の 3 に基づいて、危険性または有害性の調査(RA)を実施すること、同法第 57 条の 2 に基づいて譲渡・提供する際の容器または包装にラベル表示すること、これらが義務付けられます。なお、安全データシートの交付義務はすでに定められています。

今後、一定の危険有害性が明らかになっている化学物質を取り扱う場合には、譲渡・提供者側は SDS とラベル表示が必要になりますし、それを受け取った側は、RA を実施することが必要になります。以上を確実にを行うことにより、化学物質の適正管理がなされ、また職業性疾病等の労働災害を未然防止できるということ

ば、急性毒性が強いものだったとしても、その濃度が非常に薄い場合には、有害性が付いてこないケースもあります。また、有毒性が分かっているものであればまだよいのですが、他の物質では必ずしも有害性がないのではなくて(例えば有害性が薄まって低くなっているのではなくて)、有害性に関する情報がないという理由から分類されていないケースもあります。分類するに当たっては、世界の所定のデータベースを調べなさいということが決まっているのですが、そのデータベースを検索しても有害性の情報がない場合があるために、ハザードレベルというものが付いてこないというケースです。

いずれにしても、基本的には、有害性があるかもしれないという立場で、一般的なばく露防止措置というものを確認していただく、検討していただく、というようなことは必要になってくるかと思います。

なお、労働安全衛生法においても、GHS分類による危険有害性が付かないものについては、標章等を表示しなくてもよいとしておりますけれど、一方では、取り扱いおよび保管上の注意の部分については書かなくてよいとはしておらず、適切に書いていただくことになっております。このような箇所を参照の上、必要な対策をしていただきたいと思います。もしかすると未知の有害性があるかもしれませんので。

—— あるかもしれない、そうですね。

寺島 使用する製剤を変更する時にも情報がないことと有害性がないことは違うということを心にとめていただきたいと思います。

—— ご回答ありがとうございます。もう少しだけつづきますが、「商社など実際に化学物質を製造/使用していない立場でもRAは必要か?」についてはいかがでしょう。

寺島 RAの対象として、「対象物を製造または取り扱う業務」という記載が規則にあるのですけれど、この「製造または取り扱う」について説明したいと思います。

まず、言葉の問題ですが、商社さんが一般的な表現で「その商品を取り扱っている」という場合にすべてあてはまる訳ではないということです。実際にその化合物からばく露の恐れのある作業を行っているかどうかポイントです。例えば商社さんが瓶に入っている物質を入荷し、その瓶のまま他の事業者さんに売るといような場合では取り扱いには当たりません。ただし、瓶から出して小分けにするような場合は適用されます。

—— それによってばく露の危険性があるということですね。最後に「RAを実施したという書面や記録が必要なかどうか?必要ならばどのような形式で保持しておく必要があるか?」。この点についてはいかがでしょうか。

寺島 記録については、法律上義務付けにはなっていないのですが、不要と言いきってしまうと、少し語弊があります。こちらのパンフレットにRA結果の労働者への周知という項目があります(図表4;次頁)。義務になっていますね。

周知義務を履行する上で、書面を交付するなど、欠くことのできない要件がありますので、周知義務が継続している間は必然的に記録を保存していただくこととなります。法律上、その書面を保存しなければならないという義務はありませんが、実行上、保存することが求められます。

記録の様式については、法令上の定めは特にはないのですが、2015年9月18日付で「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」という通知を出しており、その中の別紙において記録例を示しております(図表5)。参考になさってください。

の企業が中国法規に従うことを公的に宣言することに違和感があり、中国国内の輸入者が提出すべきではないかと主張したが、日本での製造者が提出しないと通関できないと言われたため声明文を提出した。

(7) 中国語 SDS と中国語ラベルでの GHS 絵表示、危険有害性の相違

中国語 SDS と中国語ラベルでの GHS 絵表示や危険有害性情報(Hコード)の違いを指摘され、統一するよう要求があった。これは SDS やラベルを作成する上での整合性確認不足、記載情報変更時のタイムラグなどが原因であると考えられ、すぐに統一すべきと考える。通関時に最もトラブルとなりやすい事項であるため、十分注意する必要がある。

(8) 中国語 SDS と中国語ラベルでの成分名の相違

中国語 SDS と中国語ラベルでの成分名の違いを指摘され、統一するよう要求があった。これは SDS やラベルを作成する上での単純なミスもあるが、化学物質名称の表現方法の違いの場合もあり、同一物質である旨主張したが認められず全く同一の成分名へ変更した。例えば、シリカと二酸化ケイ素、スズ化合物とジブチルチンジラウレートのような違いである。通関時にトラブルとなりやすい事項であるため、十分注意する必要がある。

(9) GHS 絵表示と国連クラス/番号の相違

GHS 絵表示と国連クラスの不一致を指摘され、正すよう要求があった。例えば GHS 絵表示でどくろシンボルと環境シンボルがつく場合、国連クラスを 6.1 ではなく 9 とした場合に指摘を受ける。これは国連クラスの優先順位ルールで定められている事項で、国連クラス 9 と他のクラスの両方に該当する場合は他のクラスを優先しなければならない。GHS 分類の見直しを行った際、国連クラス/国連番号の見直しを怠った単純なミスである。特に GHS 絵表示の炎シンボルとどくろシンボルは国連クラス/容器等級と完全一致するため指摘を受けやすいと考えられる。

(10) 税関からの中国語ラベル強制支給

中国語ラベルを貼付して輸出していたが、ある時点でこのラベルを貼るよう税関からラベル見本が提示された。見本と同じデザインで独自に作成したがなぜか認められず、次回から指定されたラベルを購入するよう強要され、貼付することになった。

(11) 日本語ラベルと中国語ラベルでの GHS 絵文字の相違

中国輸出の際、日本語ラベルと中国語ラベルが貼付され、それぞれのラベルの GHS 絵表示が異なる場合にどちらが正しいか中国通関から質問を受けた。日本語ラベルは日本の法令、中国語ラベルは中国の法令(当時は GHS2 版対応)に従って作成しているため相違が発生するケースがあると説明し解決した。

図表 8 中国 SDS/ラベルと日本 SDS/ラベルの違い

項目	中国	日本	
言語	中国語(英語)	日本語	
GHS 分類	第 4 版	第 4 版	
BBA*	急性毒性 区分 5	採用	不採用
	皮膚腐食性/刺激性 区分 3	採用	不採用
データ	危険化学品目録実施指南	指定なし	
成分名	GHS 危険有害成分	安衛法、化管法、毒劇法	
適用法令	中国法令	日本法令	
24h 電話	要記載	不要	
SDS とラベルでの GHS/成分名整合性	要	不要	

注)*:ビルディングブロックアプローチ (図表 2)

6.2 中国通関トラブル予防策

- ① 化学品は危険化学品かどうかにかかわらず中国語ラベルと中国語 SDS を用意する。
危険化学品であることを疑われた場合、危険化学品ではないことを中国語で示す意味でも用意しておいた方が得策である。
- ② GHS 分類した結果、危険有害区分がないものは「本製品は GHS 上の危険有害物質を含まない」旨を

- (八) 徴収した汚染物質排出費を保留、独占、他に流用した場合
- (九) 法律法規が規定するその他の違法行為

(注) 仮訳作成: JEITA/JLMC 北京事務所()

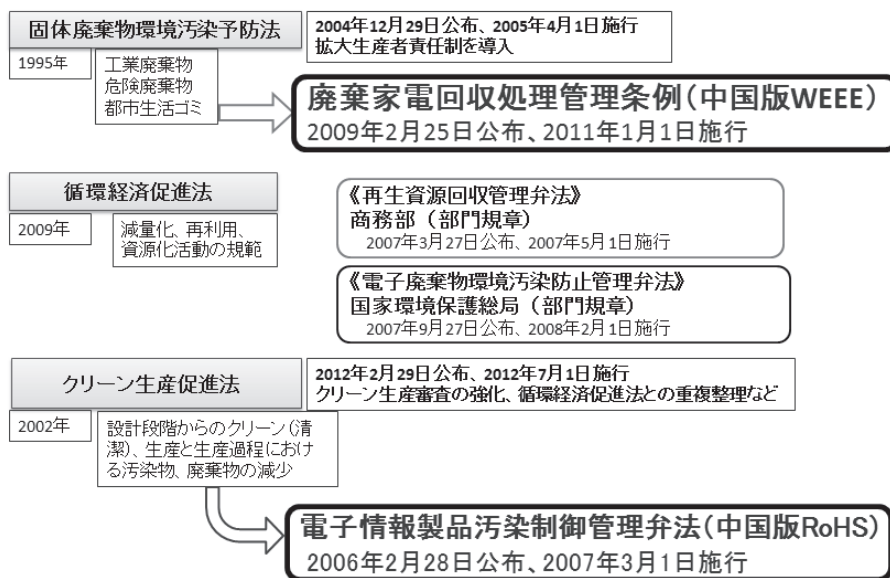
2. 電気電子製品に関連する環境・化学物質規制

中国における電気電子製品に対する環境規制は、1.2で説明したとおり、固体廃棄物環境汚染防止法、クリーン生産促進法及び循環経済促進法が大きく関係しているが、これらの法律の具体的な規制制度は、図表3のように廃棄電気電子製品回収処理管理条例(中

国版WEEE)や電子情報製品汚染制御管理弁法(中国版RoHS)である。

最近、電子情報製品汚染制御管理弁法(中国版RoHS)と廃棄電気電子製品回収処理管理条例(中国版WEEE)に制度の変更の動きがあるため、次の項で、この変更の動きについて、可能な限り直近の状況を説明することとしたい。

なお、WEEEは廃電気・電子製品に関する欧州連合(EU)の指令(Waste Electrical and Electronic Equipment Directive: WEEE Directive)から、RoHSは電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州連合(EU)の指令の通称であるRestriction of Hazardous Substances(危険物質に関する制限)からの略称である。



図表3 中国の電子情報製品に関する環境関連法規

2.1 中国版 RoHS の改正動向

2.1.1 電子情報製品汚染制御管理弁法の概要

2006年2月28日、情報産業部(現在の「工業・情報化部」)は、関係省庁との連合で制定した「電子情報製品汚染制御管理弁法」(情報産業部39号部令)を公布した。同弁法は2007年3月1日から施行され、第1ステップとして、

- ① 電子情報製品の設計及び生産時に無毒・無害あ

るいは毒性や害の少ないもの等を採用すること

- ② これらの電子情報製品を中国市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有害物質の名称、含有量等を注記すること

といった規制を実施している。さらに第2ステップとして、電子情報製品汚染制御重点管理すべきものとして指定する産品を目録として示し、当該産品には6種

質の昨年度の輸入状況の報告を実施すること。化学物質を輸入する状況を報告する書式は 40/2011/TT-BCT 号の通達の補助 5 番目の規定による。

1.3 化学物質の分類及びラベル:04/2012/TT-BCT 号 (Circular)

ベトナムにおいて、化学物質を製造し、製造譲渡し、加工し、仕分けを実施し、再梱包する(これらを生産と称する)ベトナム及び海外の個人、団体は本通達に従って化学物質の分類及びラベル貼り付けを実施しなければならない。

ただし、以下の化学物質はその限りではない。

- 見本市、展示会に参加するための暫定輸入再輸出または一時輸入される化学物質、中継される化学物質、貿易口が変更された化学物質、商用を目的としないで輸入された化学物質、研究や生産施設で研究のために使用されている化学物質、国防・セキュリティ・防衛・疫病・自然災害への緊急対応のために輸入された化学物質
- 出国する人の荷物、寄付及びプレゼントとしての化学物質
- 科学技術省、医療省、農業省が所管する化学物質

化学物質を生産または輸入する組織や個人は化学物質を利用開始、市場に流通し始めてから 15 営業日以内に、化学物質局へ分類表、ラベル貼り付け帳票及び関係書類を送付しなければならない。

単一化学物質の場合は、04/2012/TT-BCT 号が有効されて以降 2 年後、生産し、輸入する組織、個人は、化学物質を使用し、市場に流通させる前に、規定の通りに、化学物質に対して、分類、ラベルの貼り付けを完了すること。

混合化学物質の場合は、04/2012/TT-BCT 号が有効されて以降 4 年後、生産し、輸入する組織、個人は、化学物質を使用し、市場に流通させる前に、規定の通りに、化学物質に対して、分類、ラベルの貼り付けを完了すること。化学物質の分類は 04/2012/TT-BCT 号の通達 第 II 章による。

化学物質のラベル貼り付けは 04/2012/TT-BCT 号通達 第 III 章による。

1.4 行政違反に対する罰則に関する規定: 163/2013/ND-CP 号 (Decree)

163/2013/ ND-CP 号の規定第 II 章に規定されているように、化学物質の分野における最大の罰金額は個人に対して、5000 万ドンである。同じ違反の内容で団体に対する罰金額は個人に対する金額の 2 倍である。

行政による罰金に加えて、違反した個人、団体には、当該化学物質の処理対策として、下記の追加罰則が科せられる。

- ベトナムの領土外へ強制的に有害性物質を搬出させ、または処分させること

違反の内容とその内容に応じた罰金の金額の詳細は、163/2013/ ND-CP 号の規定の第 2 章に規定されている。

2. 危険な化学物質に関する規定

2.1 使用登録:07/2013/TT-BCT 号 (Circular)

(1) 使用登録の形式

使用開始の 15 営業日以内に管理の分野における商工省の貿易文書に関わる書式を使用して登録する有害化学物質を使用している組織や個人。使用登録フォームは 07/2013/ TT-BCT の付録 2 で指定されている。

(2) 再登録

危険な化学物質を使用する個人、団体は使用開始前 15 営業日以内に、その化学物質を所管する商工局へ書面で登録すること。再登録の書式は 07/2013/ TT-BCT 号の通達の付則 2 番目に指定されている。

(3) 危険な化学物質の使用状況報告

危険な化学物質を使用している組織や個人は定期的に、商工局において定められた書式に基づき、その化学物質の使用状況を商工省に報告すること。最初の